

みんなで守ろう選挙のルール

✕ 政治家の寄附は禁止！ ✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも**法律で禁止**されています。

例えば、このようなことは禁止されています

<p>✕ お歳暮やお年賀</p>	<p>会費制でない会合での支払い ※厚志や寸志も含まれます ※飲食代相当額であっても支払うことはできません</p> <p>〇〇〇 新年会</p>
<p>✕ お祭りの際などに寄附や差し入れを求めること</p>	<p>町内会の集会や旅行会などの催物への寸志や飲食物などの提供</p>

✕ 結婚祝
 (政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)

✕ 香典
 (政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)

✕ 病氣見舞い

✕ 落成式・開店祝いや葬式の花輪・供花

✕ 入学祝・卒業祝

✕ 選挙区内の人への年賀状や暑中見舞い

✕ 後援団体による寄附

**政治家は贈らない
有権者は求めない**